

## □不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	都市建設部 河川水路課	
不利益処分名	罰則	
根 拠 法 令	徳島市法定外公共物管理条例	
根 拠 条 項	第14条	
連 絡 先	(電話 621-5308)	
処 分 基 準	【根拠条文】 (罰則) 第14条 次の各号の一に該当する者については、5万円以下の過料を科する。 (1) 第3条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者 (2) 第4条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者 (3) 第8条の規定による市長の命令に違反した者  【基準】 根拠条文に同じ。	
	基 準	
	参 考 事 項	
設定等年月日	平成26年7月10日設定 (平成 年 月 日最終変更)	

処分基準

基準